

# 【概要版】

# 「南魚沼市後期教育基本計画(笑顔あふれる教育プランⅡ)」について

## 南魚沼市が目指す教育

### 1 策定の趣旨

少子化や人口の都市集中の傾向が見られる中で、本市の飛躍につながる取組が喫緊の課題となっている。本市の市民憲章「人間を大切に、自然を大切に、ものづくりを大切に」の精神を教育の視点から具現化するために、「全ての市民の学び」を念頭に「南魚沼市らしい」教育計画を策定した。

### 2 計画期間

平成28年度から32年度までの5か年計画

### 3 計画の推進

具体的施策を展開し、PDCAサイクルに基づき、教育基本計画推進委員会が進行管理を行う。

- 1 一人一人を生かし、自信と希望を与え、笑顔あふれる教育を目指します。
- 2 幼児から高齢者まで「生涯にわたる学びを可能にする」教育・学習を目指します。
- 3 お互いの人権を尊重し、責任ある行動と協働ができる市民性を育む教育を目指します。
- 4 自然や歴史・文化への理解を深め、享受し、それらの財産を大切に保存・継承・発展させて「ふるさとを誇りに思う」教育を目指します。
- 5 地域産業振興と「働くこと」に対する総括的・実践的な教育を目指します。
- 6 国際交流、良質な文化・異文化との接触などを通じた国際交流・他地域理解の教育を目指します。
- 7 家庭教育力及び地域教育力の醸成と活力あるコミュニティ形成を目指します。

### 1 国の法令等との関連

- ・教育基本法
- ・子ども・若者育成支援法
- ・第2期教育振興基本計画
- ・まち・ひと・しごと創生法
- ・社会教育法

### 2 新潟県の教育施策との関連

- ・新潟県夢おこし政策プラン
- ・新潟県教育振興基本計画
- ・新潟県子ども・子育てプラン

### 3 南魚沼市の施策等との関連

- ・南魚沼市市民憲章
- ・第2次南魚沼市総合計画

## 生涯学習・社会教育推進

### 1 生涯にわたっての学びを可能にする持続可能な生涯学習システム(「学びの郷南魚沼プラン」)の構築

- ①基本理念は、「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域」
- ②子ども期は、「たんけん南魚沼」で南魚沼の自然や文化を体験的に理解し、その豊かさを五感で認識する活動の推進
- ③大人期は、地域の人と自然を出発点に、南魚沼に根ざした技と知識を発展させる誰でもいつでも学べる「市民カレッジ(仮称)」構想の具現化
- ④高齢期は、「幸齢義塾(仮称)」で永年の経験や知恵・技を引き出し合い、再生し合う場の提供及び健康増進、意識の活性化維持

### 2 青年期・成人期を中心とする現代社会に適合した学習機会の確保

- ①市民が持つ、より高次で現代的な学習欲求を満たすために市内及び近隣で完結する学習環境の整備
- ②市民が行政の支援を得ながら能動的に企画・運営する連携協働型生涯学習・社会教育への転換に向けた体制づくりを目的とした「生涯学習センター(仮称)」の設置

## 学校教育・幼児教育推進

### 1 安全・安心で、活気に満ちた学校づくり

- ①元氣な挨拶と正しい言葉遣いができる環境の実現
- ②いじめや非行根絶のための毅然とした生徒指導の徹底
- ③不登校を減少させるための初期対応の充実

### 2 意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

- ①児童生徒が自ら学ぶ態度を育てる授業づくり
- ②学習意欲と学習習慣を育てる小中連携の充実
- ③児童生徒一人一人の実態に応じた少人数指導及び個別指導の充実
- ④市立図書館「本の杜」の活用及び学校との連携
- ⑤地域の特性を活かした教材づくり

### 3 健やかな身体を育成する環境の整備

- ①苦しくても最後までやり遂げる子どもの育成
- ②幼児期からのバランスのとれた運動
- ③楽しんで体を動かすための工夫

### 4 夢・未来・希望を育む教育の推進

- ①グローバル人材育成事業の充実
- ②ICT教育の充実
- ③キャリア教育の充実

### 5 共生社会の礎を築く特別支援教育の推進

- ①一人一人のニーズに応える指導の充実
- ②幼児期から義務教育修了までの一貫した支援体制の構築
- ③総合支援学校のセンター的機能の充実

### 6 生きる力の基礎を培う幼児教育の充実

- ①5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)における、生きる力となる心情、意欲、態度の育成
- ②幼児にとって望ましい教育内容、教育方法、教育環境の充実
- ③小学校との円滑な接続及び中学校区ごとの連絡会の設置

## 子ども・若者育成支援推進

### 1 セーフティネットとしての相談体制の充実

- ①困難を有する子ども・若者、その家族の支援(3つの相談窓口)の充実及び予防的視点や早期の相談体制づくりの推進
- ②他の関係機関との連携及びその後も「かかわり」「寄り添う」きめ細かな教育相談の実施
- ③子どもや若者(39歳まで)の「居場所」の充実
- ④ニート、引きこもりなど困難を有する若者の実態把握
- ⑤困難を有する若者の進学や就労支援などに係るリスタートの支援体制づくり
- ⑥家庭教育支援の継続及び相談員の能力向上と相談スタッフの育成

### 2 市役所内各課や医療機関等との連携による包括的な相談支援の充実

- ①相談者の年齢等に応じた「縦の連携」、関係部署、関係機関との「横の連携」に基づく包括的な支援体制づくり
- ②南魚沼市子ども・若者支援地域協議会の継続開催及び地域におけるネットワークづくりの推進
- ③相談・支援業務の市民への周知
- ④祝祭日、休日、午後5時以降の相談など柔軟な対応の工夫

家庭教育：父母その他の保護者は、子どもに生活のための必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努め、行政は子育ての支援に努める。